

福島県旅行商品プロモーション支援事業Q & A

令和7年5月1日作成

<申請について>

Q 1 補助金の対象経費に消費税は含まれるのか。

A 1 補助金の対象経費は、消費税抜きとなります。また、1円未満は切り捨てとなります。

Q 2 申請書類等に押印は必要か。

A 2 申請書類等の押印は省略できますが、その場合、責任者名及び担当者名を記入してください。

なお、請求書（様式第4号）の委任者の印は押印が必要ですのでご注意ください。

Q 3 申請書等の提出はファクシミリや電子メールでもよいか。

A 3 申請書等のうち、押印を求めない様式に関しましては、電子メールでの提出が可能です。なお、ファクシミリの申請は、文字等が不鮮明になってしまうためご遠慮願います。

Q 4 同じ年度内に一度申請した会社だが、別の旅行商品でも改めて申請ができるか。

A 4 1事業者あたり1回限りとなります。

Q 5 既に本社が申請しているが、別の支社からも申請可能か。

A 5 1事業者あたり1回限りとなりますので、申請できません。

Q 6 団体バスツアーは対象となるか。

A 6 個人型旅行商品を対象とするため、団体バスツアーは対象外となります。

Q 7 ツアー行程に観光素材は必要か。

A 7 フリープランも対象となるため、必須ではありませんが、可能な限り観光素材を組み入れてください。

Q 8 当該申請に係る旅行商品以外の商品等を併せて広告宣伝する場合、経費の按分はどうすればよいか。

A 8 掲載面積が掲載ページの2分の1を超える場合：按分率 100%
掲載面積が掲載ページの2分の1以下かつ4分の1を超える場合：按分率 50%
掲載面積が掲載ページの4分の1以下の場合：按分率 25%

＜他の助成制度との併用について＞

Q 9 福島県が行っている福島県内周遊貸切バス借上支援事業に申請しているが、申請可能か。

A 9 同一商品でなければ申請可能です。

＜実績報告について＞

Q 10 第6条（5）参加人数が記載された最終ツアー行程表は、（3）当該旅行に係る広告媒体の写しに参加人数を記載すればよいか。

A 10 広告媒体の写しに福島県内に1泊以上宿泊し、令和7年4月1日～令和7年11月30日までに出発帰着することが確認できれば構いません。

Q 11 ツアーが催行されなかった場合、補助金は交付されないか。

A 11 広告宣伝を行った実績があれば交付します。その場合、ツアー不催行の理由書（任意様式）を添付してください。